

私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業費補助金概要

1 補助対象園

学校法人立幼稚園（ただし、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）（以下、「国庫補助金」という。）の交付決定を受けた園に限る）

2 補助対象事業

私立幼稚園における医療的ケアの環境整備の充実を目的として、看護師等及び介護福祉士等（以下、「医療的ケア看護職員等」という。）の学校への配置に係る経費への補助を行う。

3 補助対象経費

国庫補助金の交付決定を受けた事業のうち、「医療的ケア看護職員配置事業」の補助対象経費として認められた経費。

4 補助率

1／2以内 ただし、国庫補助金における交付決定額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

5 その他（留意事項等）

- (1) 本事業は、文部科学省実施の国庫補助金の上乗せ事業として実施するものです。国庫補助金の交付決定取消や辞退があった場合、交付決定を取消す可能性があります。
- (2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金と重複した申請について、同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。ただし、取組ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については国庫補助金（及び本補助事業）②医療的ケア児受け入れのための整備に係る物品購入については私立幼稚園等特別支援教育費補助金に申請するといったことが考えられます。
- (3) 本補助金の書類は、事業完了から10年間保管する必要があります。

以上